

【別紙】施設（事業）利用選考基準

令和8年10月1日改正
令和9年4月利用選考から適用

※選考基準は適宜見直しを行っているため、必ず最新の選考基準を確認してください。

① 選考順位について

千葉市に住民登録のある児童かつ、優先項目に該当する児童（A）から選考を行い、最後に千葉市外に住民登録がある児童（D）の選考を行います。

※優先項目は①～⑦まであります。優先項目の中でも順位があり、①を最上位とし、上位の項目から順に用います。また、1人の児童に対し、複数の優先項目に該当する場合は、最も高い優先度の項目を1つ適用します。

選考順位内で入所選考点数が高い方から、希望している保育園等に空きがある場合に、内定します。

対象者	項 目	選考順位	優先項目	入所選考点数
千葉市民	(A)優先項目に該当する方	1 位	優先項目① ↑ 優先項目⑦	点数高 ↑ 点数低
	(B)優先項目に該当しない方	2 位		点数高 ↑ 点数低
市外にお住まい	(C)優先項目に該当する方	3 位	優先項目① ↑ 優先項目⑦	点数高 ↑ 点数低
	(D)優先項目に該当しない方	4 位		点数高 ↑ 点数低

※転入予定者は、千葉市民（A）（B）として選考します。

※市外にお住まいの方（C）（D）は、4月の入所選考においては、2次選考からの選考となります。

※市外にお住まいの方で、優先項目⑥に該当する方については、千葉市民の優先項目に該当しない方（B）よりも選考順位が上位（（A）より下位）となります。

② 入所選考の点数について

父、母それぞれの基準点（基準点において、あてはまる項目が複数ある場合は、一番点数の高いものを1つ採用）、調整指数1及び調整指数2を加えたものを入所選考の点数とします。

同点になった場合は、同点となった場合の選考項目1～8により順位を決定します。1を最上位とし、上位の項目から順に用います。

父

母

基準点

+

基準点

+

調整指数1

+

調整指数2

=

入所選考点数

【基準点】

番号	保育の認定事由	保護者の状況等		細 目	基準点	
1	就労（※１）	会社等に雇用されている者 または、自営業者 （就労内定の場合、該当の基準点から ▲３とする。）		月160時間以上の労働	22	
				月120時間以上160時間未満の労働	20	
				月80時間以上120時間未満の労働	18	
				月64時間以上80時間未満の労働	16	
2	妊娠・出産	出産月と前後２か月の５か月間である者 （多胎妊娠の場合は、出産月及び出産前４か月並びに出産後２か月の７か月間である者）			13	
3	保護者の 疾病・障害	病気やけがの程度		長期入院（おおむね１カ月以上）	25	
				居宅内において常時、病気により療養が必要	25	
				毎週通院が必要	15	
				その他	10	
		障害の程度		重度	身体障害者手帳１～２級	25
					療育手帳Ａ以上	
					障害年金１級	
					精神障害者保健福祉手帳１級	
				中程度	身体障害者手帳３級	23
					療育手帳Ｂの１	
					障害年金２級	
					精神障害者保健福祉手帳２級	
その他		15				
4	親族等の 介護・看護	その児童の家庭又は家庭外において、病気や心身に障害のある親族がおり、長期にわたってその介護・看護にあたる場合 （月64時間以上）		申込児童のきょうだい		
				入院付添		25
				重度障害	身体障害者手帳１～２級	23
					療育手帳Ａ以上	
					障害年金１級	
					精神障害者保健福祉手帳１級	
				寝たきり		
				申込児童のきょうだい以外		
				入院付添		18
				重度障害	身体障害者手帳１～２級	16
		療育手帳Ａ以上				
		障害年金１級				
精神障害者保健福祉手帳１級						
寝たきり						
その他		15				
5	災害復旧	震災、風水害、火災その他災害の復旧に当たっている			25	
6	求職中	求職活動を継続的に行っている場合		生計中心者※２の失業（自己都合を除く）	23	
				月32時間以上64時間未満の労働	9	
				仕事をしていない又は月32時間未満の労働	7	
7	就学・職業訓練 （学生）	学校等に在学又は職業訓練を受けている場合 （月64時間以上）		職業訓練	15	
				その他※３	12	
8		不存在（離婚・離婚調停中・死別・拘禁中・行方不明等）			25	
9		別居（離婚前提の別居、単身赴任、海外留学等）			23	

複数の事由に該当する場合、保護者の状況において一番点数の高い基準点で採点する。

※1 複数の職場において就労している場合、労働時間を合算し、基準点に当てはめることができる。また、月64時間以上の就労において、4、7の事由と重複する場合、その事由に従事する時間を合算し、就労の基準点に当てはめることができる。

※2 生計中心者は、世帯のうち恒常的に所得が一番高い者であり、原則、児童手当の受給対象者に準じる。なお、ひとり親の場合は、その保護者を生計中心者とする。

※3 研修医は「1 就労」と同じ扱いとする。

【調整指数】

調整指数 1

No.	項目		点数
①	転入による 保育所等の入所 (市外から市内)	市外(隣接していない市区町村)からの転入	+ 4
		市外(隣接する市)からの転入	+ 2
②	転居による転所 (市内から市内)	市内区外(隣接していない区)からの転居	+ 3
		市内区外(隣接する区)からの転居	+ 2
		市内区内での転居	+ 1
③	認可外保育施設又はベビーシッター、幼稚園の実施する預かり保育等(県又は市に設置の届出をしているもの)、一時預かり事業の利用(月 6 4 時間以上)		+ 4
④	産前産後休暇及び育児休業明け		+ 3
⑤	障害児保育実施対象児童である場合		+ 3
⑥	職場・職場内託児施設の利用(月 6 4 時間以上)		+ 2

- ※調整指数 1 は該当する項目が複数ある場合、最も高い加点 1 つを適用する。
- ※①②前住所地を含め保育所等の継続利用があった場合のみ加点とする。
- ※③⑥申請受付日から直近 3 か月以内の利用実績があり、利用状況・利用時間を確認できる書類の提出があった場合のみ加点とする。また、新規申請の場合のみ加点とする。
- ※③は幼稚園の未就園児教室、ファミリーサポートセンター、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を含む。利用時間の合算可能。
- ※④新規申請の場合のみ加点とする。
- ※⑤ここで言う障害児保育とは、千葉市要配慮保育実施要綱(平成30年4月1日より施行)に定める心身の状況に応じて特別の配慮を要する要配慮保育を指す。実施対象児童については、要配慮保育について保護者からの希望をうけ、面接を実施し要配慮児童と見込まれる児童を指す。
- ※⑤が適用となっている 3 歳以上児の世帯であって、世帯の合計点数が 4 6 点に満たない場合は、4 6 点を限度にさらに 3 点加点することとする。
- (例：合計点数 3 0 点の方は 3 3 点、合計点数 4 4 点の方は 4 6 点となります。)

調整指数 2

No.	項目	点数
I	週 5 日(雇用契約上の勤務日数)勤務者(看護・介護、学生も含む)	+ 1
II	1 歳児である場合	+ 1
III	きょうだい同時申込み(3人同時申込以降1人増えるごとに+ 1 とする) (後段Ⅵとの重複適用不可)	+ 6
IV	同時申込みをした多胎児	+ 1
V	同居者に家庭保育が可能な者(1 8 歳以上 6 5 歳未満)がいる場合	▲ 3
VI	利用希望の施設(事業)をきょうだいが利用している場合 (新規・転園どちらの申請においても適用、転園の場合は後段Ⅶと重複適用可)	+ 6
VII	きょうだいを転園させる場合に、転園希望がきょうだい同一の施設(事業)になるとき(転園希望児童のみ加点、きょうだい全員が同一施設(事業)から別の同一施設(事業)同時転園する場合は対象外、前段Ⅲ又はⅥと重複適用可)	+ 2

- ※調整指数 2 は該当する項目それぞれにつき、加点(減点)を行う。
- ただし、「Ⅲ」、「Ⅵ」のどちらにも該当する場合にはどちらか一方の加点のみを行う。
- 転園申請する場合に、「Ⅵ」、「Ⅶ」のどちらにも該当する場合には両方の加点を行う(「きょうだい」については、4 月からの入所希望の場合、卒園予定児となるきょうだいは対象としない。)
- ※「I」に該当する場合、父母それぞれに 1 点加点することとする。

採点方法

父・母それぞれの基準点、調整指数 1 及び調整指数 2 を加えたものを点数とする。

【優先項目】

優先①を選考最優先順位とし、数を追うごとに優先度が下がるものとする。

No.	項 目	優先度
1	千葉市内の認可外保育施設の認可移行後の同施設継続利用(助成金対象児童のみ)、千葉市内の幼稚園の認定こども園移行に伴う２号認定児童としての同施設継続利用又は認定こども園を既に利用している１号認定児童が２号認定児童として同施設継続利用する場合	優先①
2	里親及びファミリーホームとして委託を受けて申請児童を養育している場合（保育所等の利用開始時に委託を受ける予定の場合も含む）	優先②
3	千葉市内の特定教育・保育施設の閉鎖又は地域型保育事業、認可外保育施設の事業中止(認可への移行は除く、助成金対象児童のみ)による新規利用及び利用先の変更申請の場合	優先③
4	千葉市内の地域型保育事業を年齢制限により継続利用が出来ない場合又は千葉市に住民登録のある児童が千葉市外の地域型保育事業を年齢制限により継続利用が出来ない場合	優先④
5	保育の認定事由が「妊娠・出産」の期間中に千葉市内の特定教育・保育施設又は地域型保育事業を退所をした後に、育児休業明けで退所児童が新規申請した場合(同時で入所申込みをしたきょうだいも対象とする)	優先⑤
6	父母いずれかが保育士等として、管内保育施設(認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、千葉市保育ルーム認定施設、企業主導型保育事業)又は預かり保育等を実施している幼稚園で月６４時間以上就労する場合	優先⑥
7	父母いずれかが子どもルームの指導員として市内子どもルーム等(市内子どもルーム及び放課後児童健全育成事業の届出事業者)で月６４時間以上就労する場合	優先⑦

※その他児童福祉の観点から、明らかに保育を必要とする緊急度が高いと判断される場合はこの限りでない。

※保育士等とは、保育士、幼稚園教諭、保育教諭、職員配置基準上の保育士として勤務する看護師・准看護師、医療的ケアを実施する看護師・准看護師をいう。

※優先項目は該当する項目が複数ある場合、最も高い優先度の項目を適用する。

※優先①及び③については、移行・閉鎖又は事業中止を告示した日時点で在籍している児童のみ適用する。

※優先①認定こども園の１号認定児童が２号認定児童として同施設継続利用する場合については、入所希望月の申請締切日時点で１号認定児童として在籍している児童のみに適用する。

※優先②については、保育所等の利用開始時点で里親及びファミリーホームの委託（予定）を受けた児童のみ適用する。

※優先④については、次年度４月入所選考申請締切日時点で在籍している児童のみ適用する。

また、千葉市内の特定教育・保育施設で実施している期間限定保育事業を年度末まで利用した児童にも適用とする。

※優先⑥・⑦については、新規申請の場合のみ適用する。

【同点となった場合の選考項目】

１から８までの項目について、１を最上位とし、上位の項目から順に用いる。

上位の項目で優先順位に差がついた時点で適用は終了とし、下位の項目は使用しない。

優先項目の優先①～⑦について、同じ優先となった場合の選考は、まず基準点、調整指数１及び調整指数２の合計により比較する。当該合計においても同点となる場合の選考は、以下の同点となった場合の選考項目を用いることとする。

No.	項 目
1	父母のいずれかが単身赴任(※１)又はひとり親の世帯
2	父母の基準点の合計が高い世帯
3	同居者に家庭保育が可能な者(１８歳以上６５歳未満)がいない世帯
4	千葉市内の特定教育・保育施設（２号・３号）又は地域型保育事業を利用していない児童
5	子ども(１８歳未満)の数が多い世帯
6	親の就労時間が長い世帯(看護・介護、学生も含む)（※２）
7	親の勤務地が遠い世帯（※３）
8	保育料滞納がない世帯（※４）

※１ 「単身赴任」については、「就労証明書」にて判断する。

※２ 各世帯の月の就労時間が短い者同士を比較し、長い世帯を優先する。

※３ 各世帯の自宅から勤務地までの直線距離が一番近い者同士を比較し、遠い世帯を優先する。

※４ 保育料滞納とは「申請締切日の前々月分までの保育料の納付について、市の過失による追加徴収等の特段の配慮を要する理由なく、３か月分以上の滞納が継続していること」とする。

なお、保育料の滞納の有無は申請締切日時点の情報で判断する。